

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 2 号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成27年佐賀県規則第40号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 29 日から施行する。